

1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

平成28年度における総合評価落札方式一般競争入札は次の点を変更します。

※平成28年度建設工事の発注見通し（4月1日公表）から、総合評価落札方式での発注予定案件の入札方法は「一般」と表示します。（「総合」との区分表示はしません）

(1) 用語の説明について

ア 簡易Ⅱ型

工事実績を中心に評価項目を設定し、評価するもの。

イ 簡易Ⅰ型

簡易な施工計画を問うもの。

ウ 除算方式

標準点に加算点を加えて得られた技術評価点を入札価格で除して得られた評価値で落札者を決定する方式。（標準点：100点、加算点：20点）

(2) 対象工種について

ア 簡易Ⅱ型

発注時に課題があると認めたものを対象とします。

工種は土木一式、ほ装工事等での発注を予定しています。

建築一式工事は実施しません。

イ 簡易Ⅰ型

特に技術的課題があると認めたものを対象とします。

工種は限定しません。

(3) 評価項目について

【Ⅱ型】

ア 同種・類似工事の施工実績について

【平成27年度】

平成12年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績	2点
--------------------------	----

【平成28年度】

平成13年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績	2点
--------------------------	----

イ 工事成績評定点について

【平成 27 年度】

平成 24 年度から平成 26 年度までの同一工種平均点

※ただし、平成 27 年 5 月 31 日以前に公告を行う案件は平成 23 年度から平成 25 年度までの平均点

【平成 28 年度】

平成 25 年度から平成 27 年度までの同一工種平均点

※ただし、平成 28 年 5 月 31 日以前に公告を行う案件は平成 24 年度から平成 26 年度までの平均点

【平成 27 年度】

平均工事成績評定点 85 点以上	2.0
平均工事成績評定点 65 点～85 点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$
平均工事成績評定点 0～65 点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 65$

【平成 28 年度】

平均工事成績評定点 85 点以上	2.0
平均工事成績評定点 65 点～85 点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

ウ 加重落札による減点について

【平成 27 年度】

3 件又は 4 件以上受注（落札候補者を含む。ただし、当該案件は除く。）した場合

工種	評価基準
土木一式工事	予定価格 4, 500 万円以上 5 億円未満の工事
ほ装工事	予定価格 2, 500 万円以上 5 億円未満の工事

【平成 28 年度】

評価項目から外します。

エ 若手技術者（39 歳以下）又は女性技術者の配置について

【平成 28 年度】

主任（監理）技術者に配置した場合

若手技術者（39 歳以下）又は女性技術者	1 点
その他	0 点

オ 災害時応急対策活動等について

【平成 27 年度】

平成 23 年度から平成 27 年度に完了した災害時応急対応の実績又は災害復旧工事の実績	
実績を有する者	1 点
災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結	0.5 点

【平成 28 年度】

平成 25 年度から平成 28 年度に一般競争入札により実施した災害復旧工事の応札実績	
応札実績を 6 回以上有する者	1 点
応札実績を 3 回以上有する者	0.5 点
災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結	0.25 点

カ 広島県アダプト制度・東広島市公園里親制度について

【平成 27 年度】

平成 26 年度の市内活動実績あり

【平成 28 年度】

平成 27 年度の市内活動実績あり

キ 障害者雇用について

【平成 27 年度】

雇用期間の定めなし

【平成 28 年度】

開札日まで連続して 3 か月以上存続する者

【I 型】

評価項目

【平成 27 年度】

II 型評価項目 + 施工計画

【平成 28 年度】

施工計画

(4) 適用日

平成 28 年 5 月 1 日以降に公告する案件から適用します。

平成28年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		得点	市内本店のみ	市外参加可
	区分	評価内容			
I型	1. 施工計画	(1) 施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)	△ (選択)
		(2) 工期設定の適切性	2点	△ (選択)	△ (選択)
		(3) 施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)	△ (1項目以上選択)
		(4) 品質の確認方法、管理方法の適切性			
	小 計			6～10点	6～10点
合 計 (I型)				6～10点	6～10点

	評価項目		得点	土木一式		ほ装	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
II型	2. 企業の施工能力	(1) 同種・類似工事の施工実績	2点	○	○	○	○
		(2) 工事成績評定点(H25～H27の平均)	2点	○	—	○	—
小 計			4点	2点	4点	2点	
3. 配置予定技術者の能力	(1) 主任(監理)技術者の保有する資格(専門資格を含む)	1点	○	○	○	○	
	(2) 主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無	1点	○	○	○	○	
	(3) 施工経験工事の従事形態	1点	○	○	○	○	
	(4) 継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○	
	(5) 若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	1点	○	○	○	○	
	小 計			5点	5点	5点	5点
4. 地域の精通性	(1) 地域内における本店の有無	0.5点	—	○	—	○	
	小 計			—	0.5点	—	0.5点
5. 地域貢献の実績	(1) 災害時応急対策活動等	1点	○	—	△ (協定締結のみ0.25点)	—	
	(2) 広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)活動の実績の有無	0.25点	○	○	○	○	
	(3) 東広島市公園里親制度活動の実績の有無	0.5点	○	○	○	○	
	小 計			1.75点	0.75点	1.0点	0.75点
6. 社会貢献度	(1) 障害者雇用の状況	0.25点	○	○	○	○	
	小 計			0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
合 計 (II型)				11点	8.5点	10.25点	8.5点

※技術者資格の配点

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

2 主任技術者等の兼務制限の緩和について

1 趣旨

入札の不調・不落を防止し、工事現場に配置される技術者の効率的活用を図るため、主任技術者・現場代理人の兼務制限の緩和措置を拡大します。

2 内容

ア 専任を要しない主任技術者及び現場代理人の兼務件数を3件から5件に緩和します。

イ 建設業法施行令第27条第2項に該当すると認められるときは、同一の専任の主任技術者が工事を管理することを認めます。

ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とします。

3 必要となる手続き

ア 現場代理人の兼務については、現行どおりの取り扱いとします（兼務の申請を必要とします）。

イ 受注者（入札参加者）は、建設業法施行令第27条第2項が適用可能な工事であって、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあつては、次の条件を満たす場合、兼務の申請をすることができるとします。申請様式は、現場代理人の兼務申請に係る様式を用いるものとします（広島県と同様の取り扱い）。

【市が定める条件】

東広島市内で密接な関係（※1）があり、相互の間隔が10km以内の公共工事に限り、2件まで兼務を可能とします。

なお、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は不可とします。

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

【建設業法施行令（昭和31年政令第273号抜粋）】

（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であり、工事一件の請負代金の額が二千五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、五千万円)以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第十五条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
- 三 (略)

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

4 現行制度との比較

現行

請負代金額（税込）	主任（監理）技術者	現場代理人
2,500 万円以上 建築一式工事は、5,000 万円以上 【監理技術者配置工事】	兼務不可	兼務不可
2,500 万円以上 ※2 建築一式工事は、5,000 万円以上 【主任技術者配置工事】	兼務不可	兼務不可
2,500 万円未満 建築一式工事は、5,000 万円未満	3 件以内	3 件以内 現場代理人配置特例
500 万円未満 建築一式工事は、1,500 万円未満	兼務制限なし	

改正後（平成 28 年 4 月 1 日以降に公告、指名又は見積依頼する案件）

請負代金額（税込）	主任（監理）技術者	現場代理人
2,500 万円以上 建築一式工事は、5,000 万円以上 【監理技術者配置工事】	兼務不可	兼務不可
2,500 万円以上 ※2 建築一式工事は、5,000 万円以上 【主任技術者配置工事】	<u>2 件以内</u> <u>(新設)</u> ※3	<u>2 件以内</u> <u>(新設)</u> ※3
2,500 万円未満 建築一式工事は、5,000 万円未満	<u>5 件以内</u> <u>(件数緩和)</u>	現場代理人配置特例 <u>(件数緩和)</u>
500 万円未満 建築一式工事は、1,500 万円未満	兼務制限なし	

※2 入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合を含む。

※3 申請により、同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る。

詳細は、「東広島市発注工事に係る配置技術者等の取り扱いについて」を参照してください。

5 入札に参加する場合の注事事項

すでに他の工事現場に専任の主任技術者として配置されている者を**専任の主任技術者の配置を求める工事（※4）**の入札の配置予定技術者とする場合は、開札後、落札候補者に対し事後審査における資格要件確認書類として、双方の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しの提出を求めることとします。

※4 1号工事・総合評価工事など入札参加条件等において主任技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする工事

【想定される事例】

ケース1

すでに他の工事現場に専任の主任技術者として配置されている者を**専任の主任技術者の配置を求める工事**の入札の配置予定技術者とする場合

ケース2

同日開札予定である2件の**専任の主任技術者の配置を求める工事**の入札において、同一の主任技術者を配置予定技術者とする場合

【注意点】

入札参加者は、現行の現場代理人の兼務申請様式を用いて発注担当課に事前に申請を行うものとし（広島県と同様の取り扱い）。

入札参加者は、申請に係る日数等を考慮し事前の対応が必要となります。

6 適用日

平成28年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

【現行制度】

東広島市発注工事に係る配置技術者等の取り扱いについて

別表

新たな職種 現在の職種		主任(監理)技術者			現場代理人
		現場専任	現場専任を要しない		
			請負代金額 2,500 万円以上（建築一式 5,000 万円以上）又は入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合	請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満（建築一式 1,500 万円以上 5,000 万円未満）	
対照方向					
Aさん	経営管理責任者又は営業所の専任技術者	×	※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に限り 2件 まで可能		×
Bさん	専任の主任(監理)技術者	×	×		当該担任工事のみ可能
Cさん	経営管理責任者又は営業所の専任技術者及び専任を要しない主任(監理)技術者（特例）	×	※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に限り当該工事を含めて 2件 まで可能		×
Dさん	専任を要しない主任(監理)技術者	×	当該担任工事を含めて 3件 まで可能	当該担任工事を含め 500 万円未満(建築一式は 1,500 万円未満)の工事のみであれば、数に制限なく可能	原則当該担任工事のみ可能 注) 現場代理人配置特例
Eさん	現場代理人	当該担任工事のみ可能	原則当該担任工事のみ可能 注) 現場代理人配置特例		※原則不可 注) 現場代理人配置特例

注) 現場代理人配置特例

- 次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇一円」とする工事）は除く。
 - 兼務する工事の請負代金額が全て 2,500 万円（建築一式工事にあつては、5,000 万円）未満であること（ただし、入札公告において技術者を施工現場に専任で配置するとしたものは条件を満たさないものとする）
 - 兼務する工事が東広島市又は広島県の発注であること
 - 兼務する工事件数が本件工事を含め **3件**（災害復旧工事を除く）以内であること
 - 兼務する工事の全ての工事現場が同一町内であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で 5km 以内であること
 - 兼務する工事が広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者である広島県が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 本工事の附帯工事の特命随意契約による場合は、本工事の現場代理人が附帯工事の現場代理人を兼ねることができる。
- 請負代金額 500 万円未満の維持修繕工事及び災害復旧工事については、同一町内における工事に限り、数に制限無く現場代理人を兼ねることができる。ただし、500 万円以上(建築一式も同様)の工事を 1 つでも担任(現場代理人又は主任(監理)技術者)している場合は適用しない。

【平成 28 年 4 月 1 日改正後】

東広島市発注工事に係る配置技術者等の取り扱いについて

別表

新たな職種 現在の職種		主任(監理)技術者		現場代理人	
		現場専任	現場専任を要しない		
		請負代金額 2,500 万円以上（建築一式 5,000 万円以上）又は入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合	請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満（建築一式 1,500 万円以上 5,000 万円未満）		請負代金額 500 万円未満（建築一式 1,500 万円未満）
対照方向 →					
A さん	経営管理責任者又は営業所の専任技術者	×	※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に限り 4 件 まで可能		×
B さん	専任の主任(監理)技術者 ※入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合を含む。	※原則不可（注 2） ただし、 <u>東広島市内で密接な関係（注 3）があり、相互の間隔が 10 km 以内の公共工事に限り当該担任工事を含めて 2 件まで可能</u> なお、 <u>監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）</u> の場合は不可			当該担任工事のみ可能（注 4）
C さん	経営管理責任者又は営業所の専任技術者及び専任を要しない主任(監理)技術者（特例）	×	※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に限り当該担任工事を含めて 4 件 まで可能		×
D さん	専任を要しない主任(監理)技術者	※原則不可（注 2）	当該担任工事を含めて 5 件 まで可能	当該担任工事を含め 500 万円未満（建築一式は 1,500 万円未満）の工事のみであれば、数に制限なく可能	原則当該担任工事のみ可能 （注 1）現場代理人配置特例（注 4）
E さん	現場代理人	当該担任工事のみ可能（注 4）	原則当該担任工事のみ可能 （注 1）現場代理人配置特例（注 4）		※原則不可 （注 1）現場代理人配置特例（注 4）

（注 1）

現場代理人配置特例

- 次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇一元」とする工事）は除く。
 - 兼務する工事の請負代金額が全て 2,500 万円（建築一式工事にあつては、5,000 万円）未満であること（ただし、入札公告において技術者を施工現場に専任で配置するとしたものは条件を満たさないものとする。）
 - 兼務する工事が東広島市又は広島県の発注であること。
 - 兼務する工事件数が本件工事を含め **5 件**（災害復旧工事を除く）以内であること。
 - 兼務する工事の全ての工事現場が同一町内であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で 5km 以内であること。
 - 兼務する工事が広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者である広島県が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- 本工事の附帯工事の特命随意契約による場合は、本工事の現場代理人が附帯工事の現場代理人を兼ねることができる。
- 請負代金額 500 万円未満の維持修繕工事及び災害復旧工事については、同一町内における工事に限り、数に制限無く現場代理人を兼ねることができる。ただし、500 万円以上（建築一式も同様）の工事を 1 つでも担任（現場代理人又は主任（監理）技術者）している場合は適用しない。

（注 2）

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用可能な工事であつて、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあつては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。

- 兼務する工事が公共工事であること。

- ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係（注3）があり、相互の間隔が10km以内であること。
- ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

（注3）

密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

（注4）

工事場所が10km以内で密接な関係（注3）のある他の公共工事（建設業法施行令第27条第2項が適用される工事として、同一の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。

- ① 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ② 兼務する工事場所が東広島市内であること。
- ③ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- ④ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

3 建設業法施行令の一部改正の動きについて (平成28年6月1日に向け国で検討中)

1 趣旨

国土交通省が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部改正を予定しています。

2 改正内容（施行予定日：平成28年6月1日）

- ア 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額の引き上げ
- イ 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の引き上げ

3 本市の入札・契約制度

現在の動向を踏まえ、予定どおり建設業法施行令が改正された場合には、本市の入札・契約制度においても技術者要件に加え、一般競争入札の発注区分の見直しを行うことも検討しております。

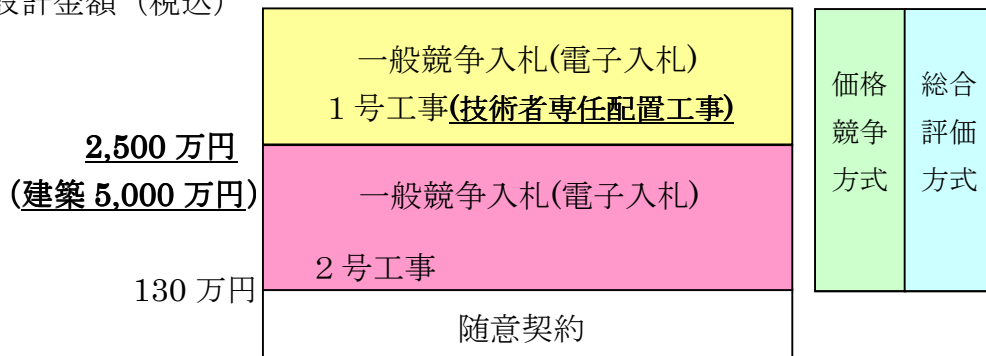
【参考】現行制度

東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成19年4月1日制定)
(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号工事 建設工事で、請負対象設計金額（税込）が2千5百万円以上のもの。ただし、建築一式工事においては5千万円以上のもの
- (2) 2号工事 建設工事で、請負対象設計金額（税込）が130万円以上2千5百万円未満のもの。ただし、建築一式工事においては130万円以上5千万円未満のもの

設計金額（税込）



※ 現在、1号・2号工事の区分は、配置技術者の専任区分とそろえています。

建設業法施行令の一部を改正する政令案について

1. 背景

建設業については、長年にわたる建設投資の減少や競争の激化により経営を取り巻く環境が悪化し、中長期的には、若年入職者の減少等による建設工事の担い手の不足が懸念されている。

このような状況を踏まえ、将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化（建設業法上の技術者配置に係る金額要件の見直し）により、技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）を改正するものである。

2. 概要

（1）建設業法上の金額要件の見直し

ア 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額の引き上げ
規制の合理化を図るため、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限について、物価上昇及び消費税増税分等を踏まえ、建築一式工事以外にあっては3,000万円から4,000万円に、建築一式工事にあつては4,500万円から6,000万円に、それぞれ引き上げる（第2条関係）。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても同様の引上げを行う（第7条の4関係）。

イ 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の引き上げ

規制の合理化を図るため、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額の下限について、物価上昇及び消費税増税分等を踏まえ、建築一式工事以外にあっては2,500万円から3,500万円に、建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円にそれぞれ引き上げる。（第27条関係）

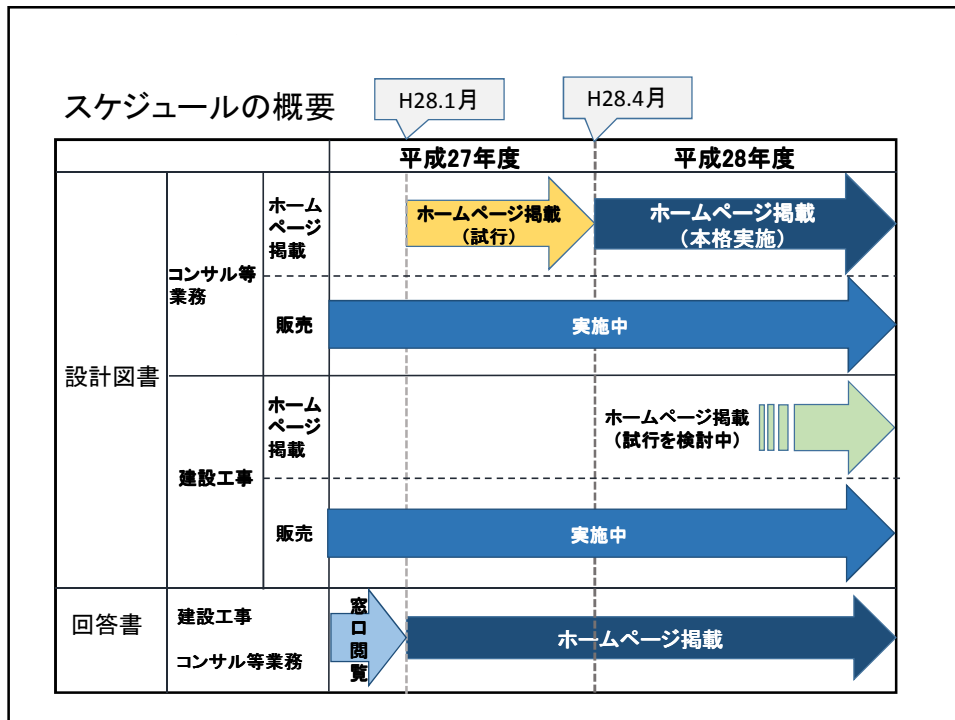
（2）施行期日（附則関係）

この政令は、平成28年6月1日から施行する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成28年4月上旬（予定）
施	行	平成28年6月1日

4 設計図書及び設計図書に対する質問の回答書のホームページ掲載について



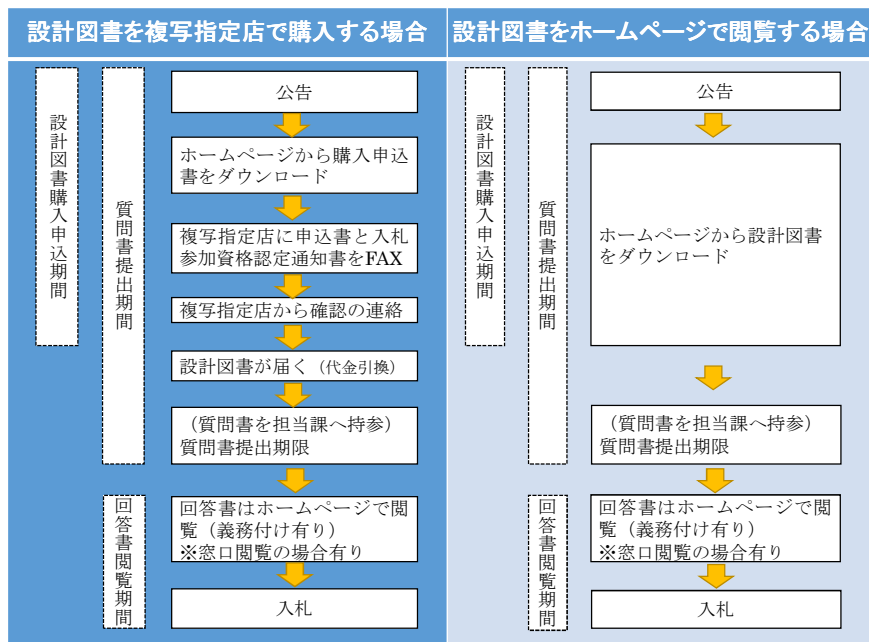
設計図書の閲覧について

		販売による場合	ホームページ掲載の場合
設計図書(コンサル等業務)	設計図書閲覧方法	入札参加資格者が複写指定店で購入	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格者が複写指定店で購入 ホームページで閲覧
	設計図書を閲覧できる者	入札参加資格者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 複写指定店で購入の場合...入札参加資格者に限る ホームページで閲覧...入札参加資格者に限らない
	閲覧期間	公告記載の期間	入札日まで
	入札参加者	設計図書購入者のみ ※設計図書を購入していない者の入札は無効	次のいずれかの方法で設計図書を閲覧した者 <ul style="list-style-type: none"> 複写指定店で購入 ホームページで閲覧 ※設計図書をホームページに掲載する場合は、設計図書を購入していない者の入札を無効としない。

回答書の閲覧について

		変更前(H27.12まで)	変更後(H28.1以降)
回 答 書	質問書の提出	入札参加資格者が 担当課へ持参	入札参加資格者が担当課へ 持参
	回答書の閲覧	担当課窓口で閲覧	ホームページで閲覧 ※担当課窓口での閲覧とする 場合は、その旨ホームペー ジに掲載します。
	閲覧期間	公告記載の期間	公告記載の期間
	入札参加者	閲覧義務なし	閲覧義務あり ※ただし、公告で窓口での閲 覧とした場合は、義務付けし ない。

公告から入札までの流れ(コンサル等業務)



5 「消せるボールペン」の使用禁止について

1 趣旨

入札・契約関係書類にいわゆる「消せるボールペン」を使用することを禁止します。

2 理由

「消せるボールペン」は、温度変化により筆跡が透明になるのが特徴で、ボールペン軸後部のラバーや消しゴム等で擦ることにより生じる摩擦熱により文字が消えるため、書き換えが可能となり、改ざん又は不正行為につながるおそれがあるほか、夏場の自動車内等高温下に放置することで文字が退色する可能性があることから、公文書である入札・契約関係書類に使用することは適切ではありません。

3 今後の対応

入札・契約関係書類の作成において「消せるボールペン」の使用が確認された場合には、補正、再作成等の対応を求めます。

また、砂消しゴム、修正液、修正テープ等による入札・契約関係書類の修正についても、同様に適切ではありません。

以前より、契約書に修正テープ等の使用が確認された場合には、訂正印を用いた補正、再作成等の対応をお願いしております。

発注担当課にも同様の周知を行っております。安易な使用により不正を疑われることのないようご注意ください。

6 建設業者等指名除外基準要綱の改正について

1 趣旨

指名除外措置の措置要件に、「応札要件の錯誤」を新たに設け、競争入札の落札候補者となった場合において、入札の参加要件を錯誤により満たしていないと認められるときに適用することとします。

2 内容

市の発注する建設工事・測量コンサルタント等業務の競争入札の落札候補者となった場合において、入札の参加要件を錯誤により満たしていないと認められるときに適用する指名除外の措置要件等を、次のとおりとします*。

	改正前	改正後
適用する措置要件	不正又は不誠実な行為 〔他の措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。〕	応札要件の錯誤（新設） 〔競争入札の落札候補者となった場合において、入札案件ごとの公告において定められた入札の参加の要件を錯誤により満たしていないと認められるとき。〕
措置期間	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

※ 内訳書に係るもの又は実績要件に係るものにより、資格要件を満たしていないこととなった場合については、これまでどおり、指名除外措置の対象外です。

3 適用日

平成28年4月1日以降に行う指名除外措置から適用します。


7 工期に余裕期間を設定した工事の試行について

1 趣旨

平成27年度から工事の円滑な施工を確保するため、一部の工事において、工期に余裕期間を設定した工事の試行を行いました。


2 国土交通省が示す余裕期間制度

余裕期間制度について



参考2

■余裕期間制度

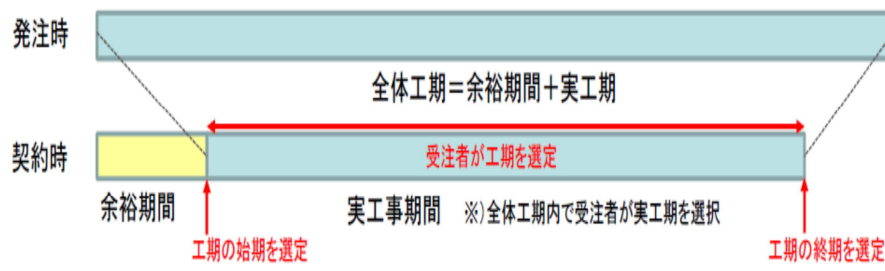
①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

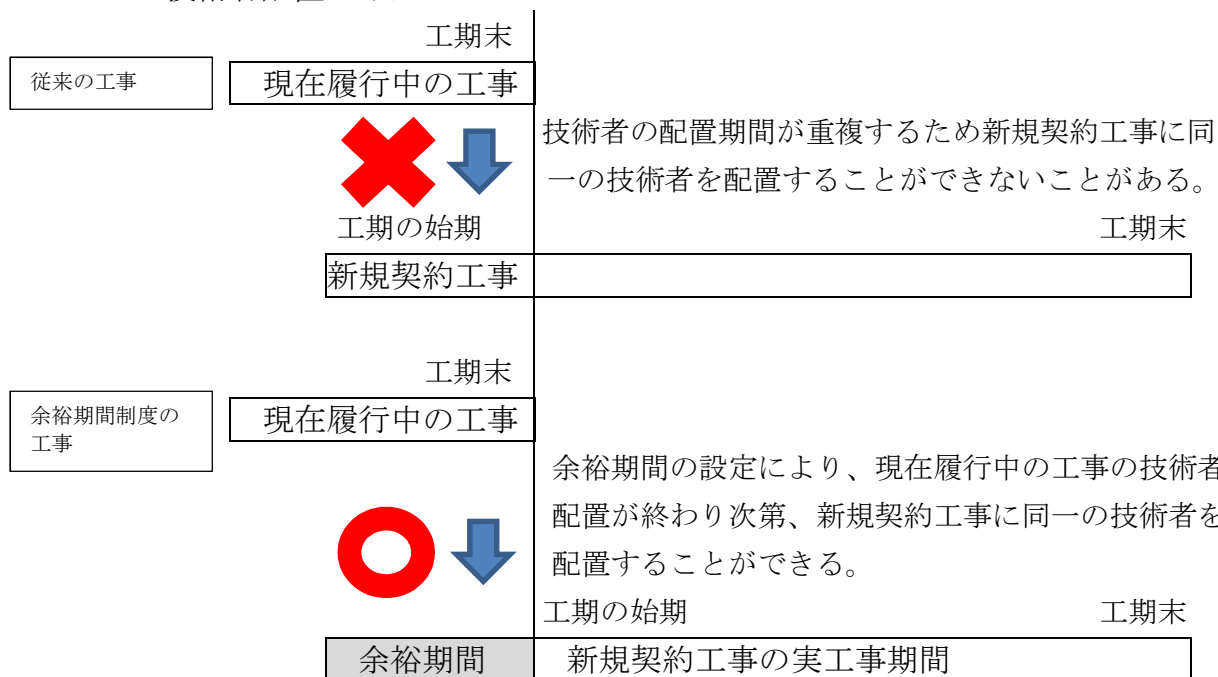


③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

3 技術者配置のイメージ



※余裕期間中は、技術者の配置を要しない。

4 試行対象工事

試行対象は、工事の円滑な施工を確保するために必要な工事とし、入札公告及び特記仕様書に明記します。

今後、試行工事における効果の検証を行い、制度化を検討します。

5 入札公告例（一部抜粋）

工期始期技術者配置試行 工事（余裕期間準用）	入札公告	1号工事
<p>次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。 また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。</p> <p>平成28年2月23日</p> <p>1 工事名 学校給食センター管理運営事業 西条学校給食センター調理釜交換工事 2 工事管理番号 7-27-0544 3 工事場所 東広島市西条中央七丁目 ～ 略 ～</p> <p>5 工期 平成28年4月1日から平成28年9月30日まで 6 予定価格 59,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p>		

※上記工事は、余裕期間設定の考え方を準用したため、工期の始期を契約日の翌日とせず、契約日の翌日以降の平成28年4月1日としています。本格運用する際の工期の始期は、契約日の翌日とし、工期の30%以内、かつ、4か月を超えない範囲で余裕期間を設定し、余裕期間中は、技術者の配置を要しない方式を検討します。

8 平成29・30年度競争入札参加資格審査申請について

1 「解体工事業」の追加に伴う対応について

(1) 趣旨

建設業法の改正により、平成28年6月から、建設業の許可区分に新たに「解体工事業」が設けられることに伴い、市の競争入札参加資格等について、所要の改正を行う予定としています。

(2) 建設業法の改正内容（施行日：平成28年6月1日）

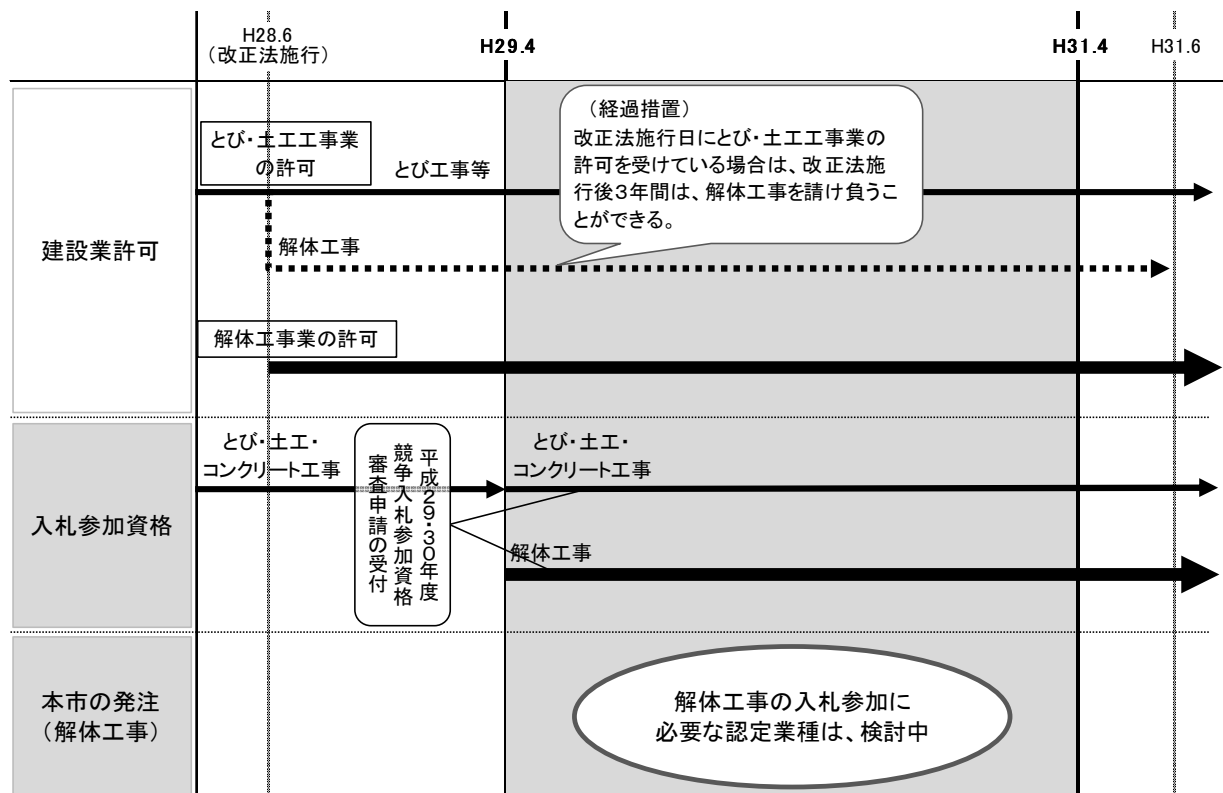
「とび・土工工事業」に含まれる「工作物の解体」が独立し、建設業許可に係る業種区分に「解体工事業」が追加されます。

(3) 競争入札参加資格審査申請の業種区分の追加

平成29・30年度競争入札参加資格において、「解体工事」の業種区分を新たに設ける予定です。

※ 平成27・28年度競争入札参加資格審査申請の追加申請では、「解体工事」の業種区分に係る申請は受け付けません。

(4) 市の発注する解体工事に係る競争入札への参加に必要な認定業種 広島県の動向を踏まえ、今後、検討することとしております。



2 修繕について

平成27年度より、一部の修繕の発注については契約課の物品役務係で発注をしています。

(1) 制度概要

東広島市が発注する修繕は、比較的規模が大きい工事請負と、小規模な修繕に分け、工事請負にまで至らない修繕で競争可能なものについては契約課の物品役務係から発注しています。

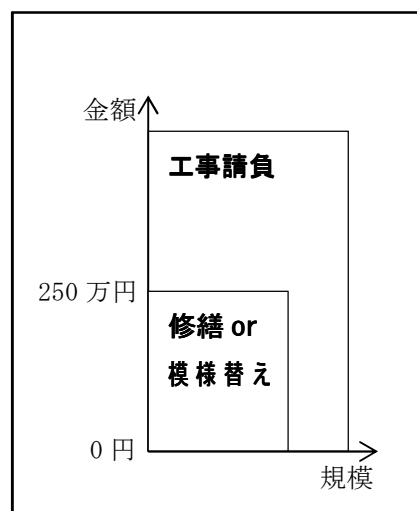
基準としては、概ね250万円未満の修繕（原状回復）及び資本価値を高める模様替えについては、工事請負によらず物品調達等及び委託役務の競争入札参加資格者名簿から業者を選定しています。建築確認申請を要するものや、概ね250万円を超えるもの、専門性の高い特段の技術を要するものについては工事請負としての発注となります。

【定義】

修繕・・・経年劣化した建築物の部分を

- ①既存のものと概ね同じ位置に
- ②概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて
- ③原状回復を図ること

模様替え・・・建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造すること。一般的に改修工事などで原状回復を目的とせず、に性能の向上を図ること。



(2) 名簿の追加登録について

現在、建設工事業者名簿にあわせて物品調達等及び委託役務競争入札参加資格者名簿にも登録していただいている事業者もありますが、今後、工事請負にまで至らない修繕の受注を考えられている事業者の方で未登録の方については、追加登録する必要があります。

現在の名簿は平成28年12月31日までの有効期間となっておりますが、今年度の受注を考えられている場合は、追加申請をお願いします。

【競争入札参加資格審査申請（追加申請）】

第10回 平成28年6月6日（月）から平成28年6月10日（金）

認定予定：平成28年8月

9 樹木育成管理業務の入札参加資格要件について

本市で発注を行う「剪定作業」のある樹木育成管理業務については、平成26年1月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から「剪定作業時に職業能力開発促進法による国家資格である造園技能士を配置できること」を入札参加資格要件として設定しています。

(1) 設定要件等

落札者は契約後、次のア・イ・ウを全て満たす者を担当技術者(剪定)として配置するものとします。

ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による1級又は2級造園技能士の資格を有する者

イ 剪定作業中に現場に常駐し、作業ができ、又は他の作業員の指導ができる者

ウ 配置時点で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること）にある者

(※担当技術者(剪定)は、業務責任者と兼ねることができる。)

(2) 注意事項

設定要件に違反した者は、建設業者等指名除外基準要綱に基づく指名除外措置の対象となることがあります。

【参考】

※ 保守・除草・清掃等業務委託契約約款抜粋

(一括再委託の禁止)

第4条 受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

10 その他

参考資料 平成27年度様式

平成27年6月 日

各 位

東 広 島 市 長
(総務部 検査課)

工事成績評定の工種別平均点について (通知)

このことについて、平成24～26年度に竣工した工事の工種別成績評定平均点を通知しますので、今後の業務の参考としてください。通知する工種は、土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事です。

平均点は、平成24～26年度(3ヵ年)における工種毎の受注件数が3件に満たない場合、不足1件当たり65点の「みなし評価点」の補正を行い算出しております。(算出例参照)

なお、平成24～26年度に竣工した工事が無い場合、若しくは、昨年度以前に通知している工種別平均点から変更が無い場合、本通知は行っておりません。

(算出例)

◆工事件数3件(A工事65.5点・B工事66.1点・C工事70.1点)を受注している場合
 $(65.5 + 66.1 + 70.1) / 3 = 67.23$ 点【平均点】

◆工事件数2件(A工事65.5点・B工事66.1点)を受注している場合
 $(65.5 + 66.1 + \underline{65.0}) / 3 = 65.53$ 点【平均点】

みなし評価点

◆工事件数1件(A工事65.5点)を受注している場合
 $(65.5 + \underline{65.0} + \underline{65.0}) / 3 = 65.17$ 点【平均点】

みなし評価点

(参 考)

平成24～26年度(3ヵ年)に竣工した東広島市発注工事全体の工種別平均点

(※「みなし評価点」の補正は加えないもので算出)

土木一式工事	点	(件)
建築一式工事	点	(件)
ほ装工事	点	(件)

※平成28年度には、様式を変更する場合があります。

営繕課発注工事に関する工事提出書類の変更について

1 目的

書類の作成、審査事務を軽減し、現場での品質、施工管理をより充実させます。

2 変更内容一覧(変更6 削減11)

提出書類	変更内容	注意事項
1 工事着手前		
① 各官公庁の手続き、届出願等書類の写し	提出不要	工事中に監督員が手続き届出書等の原本提示を求める場合があります。
2 各種工事着手前		
① 施工計画書(要領書)	(1)監督員が必要な工種、図面、材料を通知 (2)通知以外の工種、図面、材料は受注者の任意	(1)監督員が提出必要な項目を通知し、その目的を説明します。 (2)通知以外の計画、施工図、材料は、不用又は任意です。
② 施工図		
③ 材料承認		
④ コンクリート打設計画書	提出不要	営繕課様式は廃止します。
3 工事期間中		
① 週間工程表	提出不要	営繕課様式は廃止します。
② 月間工程表	提出を義務化	監督員は月間工程表により工程管理を行います。
③ 期間別工事報告書(工事履行報告書)	契約約款様式に統一	毎日の作業内容記録、状況写真の提出を不用にします。
④ 工程会議	開催は2週又は月に1回	品質、施工管理の重点項目は、会議とは別に実施します。
⑤ 材料確認書	書面のみ提出不要 確認、立会は工事写真に記録	確認、立会項目は、施工計画書で定めます。
⑥ 立会書		
⑦ 段階確認書		
⑧ 休日作業届	提出不要	休日作業を行う場合、工程会議、その他打合せ時に監督員へ報告してください。
4 各工事完了時		
① 官公庁等提出の報告書、協議書の写し	提出不要	上記1-①と同じ。
5 工事完了時		
① 実施工事工程表	提出不要	
② 施工業者名簿一覧表	提出不要	
③ 工事手直調査	提出不要	市が部分使用する場合、工事打合せ簿で「監督員確認記録」を作成してください。

3 実施時期

平成28年4月1日以降に公告、指名、見積依頼する案件から適用します。

4 設計図書及び設計図書に対する質問の回答書のホームページ掲載について

東広島市 総務部 契約課

平成28年3月24日(木)

(2) 設計図書に対する質問の回答書のホームページ掲載について

対象	建設工事及びコンサル等業務の一般競争入札
時期	平成28年1月以降の公告
回答書閲覧方法	東広島市ホームページに掲載
回答書閲覧期間	公告において指定

※質問書の提出方法は、変更ありません。
(入札公告へ記載の場所)

※設計図書に対する質問の回答書は、以下「回答書」という。

スライド②

1 概要

(1) 設計図書のホームページ掲載について

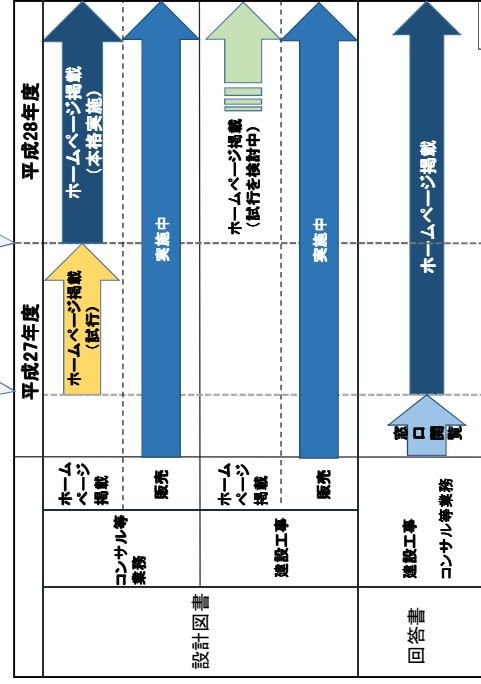
対象	測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札 (ただし、案件によってホームページに掲載しない場合あり。)
時期	平成28年1月以降の公告
設計図書閲覧方法	次のいずれかの方法により設計図書を閲覧すること ・東広島市ホームページで閲覧 ・東広島市建設工事等設計図書複写指定店で購入
設計図書閲覧期間	公告において指定

※建設工事については、コンサル等業務の試行状況をみながら、平成28年度下半期以降の試行を検討します。

※測量・建設コンサルタント等業務は以下「コンサル等業務」という。

スライド①

(3) スケジュールの概要



スライド③

(4) 具体的実施時期

建設工事	コンサル等業務
設計図書の ホームページ掲載	平成28年1月以降公告分 から試行 平成28年4月以降公告分 から本格実施
回答書のホーム ページ掲載	平成28年1月以降公告分から実施

スライド④

(2) 回答書の閲覧について

変更前(H27.12まで)	変更後(H28.1以降)
質問書の提出 入札参加資格者が 担当課へ持参	入札参加資格者が担当課へ 持参
回答書の閲覧 担当課窓口で閲覧	ホームページで閲覧 ※担当課窓口での閲覧とする 場合は、その旨ホームページ に掲載します。
閲覧期間 公告記載の期間	公告記載の期間
入札参加者 閲覧義務なし	閲覧義務あり ※ただし、公告で窓口での閲 覧とした場合は、義務付けし ない。

スライド⑥

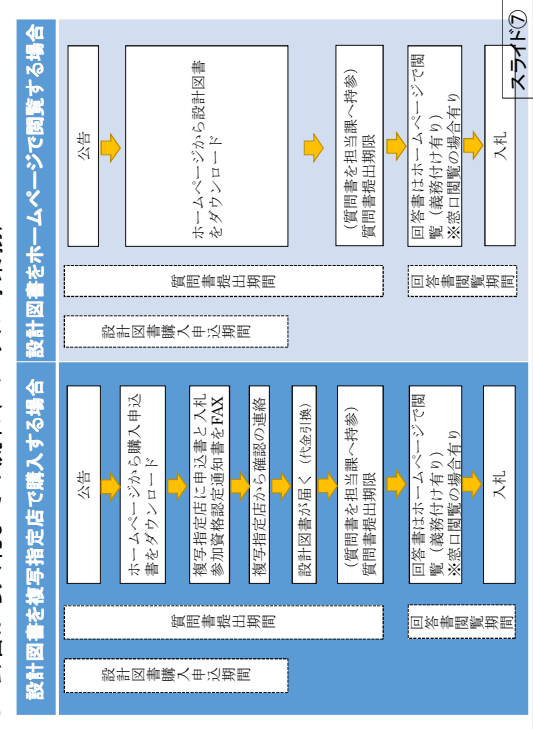
2 ホームページ掲載による変更点

(1) 設計図書の閲覧について

設計図書 閲覧方法	販売による場合	ホームページ掲載の場合
設計図書を閲覧できる者	入札参加資格者が複写指定店で購入 入札参加資格者のみ	入札参加資格者が複写指定店で購入 ホームページで閲覧 複写指定店で購入の場合 …入札参加資格者に限る …ホームページで閲覧 …入札参加資格者に限らない
閲覧期間	公告記載の期間	入札日まで
入札参加者	設計図書購入者のみ ※設計図書を購入していない者の入札は無効	次のいずれかの方法で設計図書を閲覧した者 ・複写指定店で購入 ・ホームページで閲覧 ※設計図書をホームページに掲載する場合は、設計図書を購入していない者の入札は無効としない。

スライド⑤

3 公告から入札までの流れ(コンサル等業務)



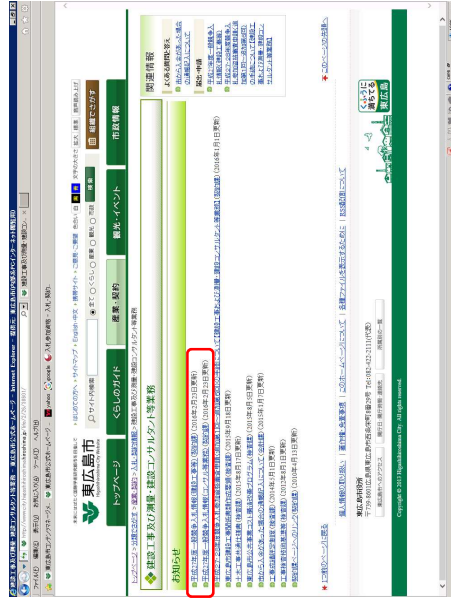
スライド⑦

4 東広島市建設工事等条件付一般入札公告共通事項等の改正について

共通公告及び個別公告の改正の内容

主な改正点	改正前	改正後
設計図書の見覧方法	複写指定店で販売	・複写指定店で購入 ・ホームページで見覧
設計図書を購入していない者の入札の取扱い	無効	有効 (ホームページで見覧した場合に限る。)
回答書の見覧方法	担当課窓口で見覧	ホームページで見覧
回答書の見覧義務	なし	ホームページに掲載した案件は見覧義務有り

スライド⑧



スライド⑩

5 ホームページによる設計図書の見覧方法

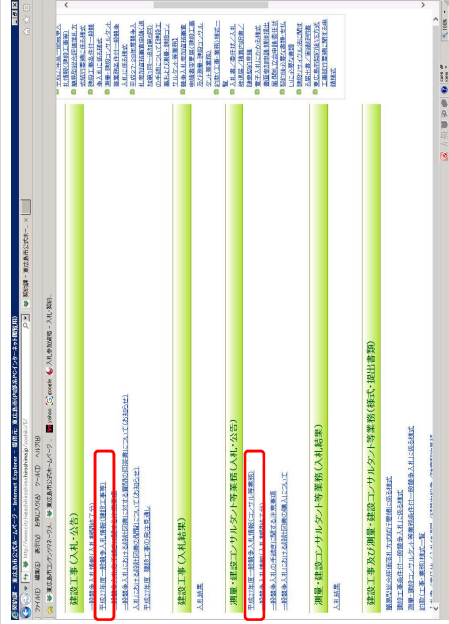
設計図書及び回答書は、今までの入札公告と同じページに掲載します。

トップページ＞ 産業・契約＞ 建設工事及び測量建設コンサルタント等業務＞ 平成27年度一般競争入札情報(コンサル等業務)



スライド⑨

※組織で探す＞ 契約課ページから開く場合の掲載場所



スライド⑪

入札公告掲載ページへの入口

画面イメージ (文書、レイアウトは若干変更します。)

公告日ごとにページを作成しています。
公告日をクリックしてください。

スライド⑫

個別公告 (設計図書書をホームページに掲載する場合)

1.2 日程等に関する事項

手続等	期 間	場 所	留 意 事 項
公告	平成28年2月2日	東広島市ホームページ及び、印刷掲載紙面に掲示する。	
設計図書書の閲覧	平成28年2月23日～ 平成28年2月29日	東広島市ホームページ(東広島市ホームページ)を利用した閲覧) 期間内に限り、東広島市ホームページに掲載する。	
質問書提出期間	平成28年2月23日～ 平成28年3月8日	東広島市ホームページ(東広島市ホームページ)を利用した閲覧) 期間内に限り、東広島市ホームページに掲載する。	
回答書閲覧期間	平成28年3月11日～ 平成28年3月11日	東広島市ホームページ(東広島市ホームページ)を利用した閲覧) 期間内に限り、東広島市ホームページに掲載する。	
入札期間	平成28年3月11日 (午前9時～午後5時) 及び 平成28年3月11日 (午前9時～午後4時)	電子入札等()を利用して入札を行う。	
開札日時	平成28年3月11日 午前9時25分		
事後審査	開札後に入札参加書類を提出し、その結果を		

回答書閲覧期間
※ただし、公告で窓口での閲覧とした場合は、義務付けしない。

スライド⑬

公告及び設計図書の掲載

(※画面はイメージです。文書、レイアウトは若干変更します。)
2月23日公告分のページ 公告日～回答書閲覧期間前の画面

公告日ごとにページを作成しています。
公告日を確認してください。

設計図書

個別公告

スライド⑭

個別公告 (設計図書書をホームページに掲載しない場合)

1.2 日程等に関する事項

手続等	期 間	場 所	留 意 事 項
公告	平成28年2月2日	東広島市ホームページ及び、印刷掲載紙面に掲示する。	
設計図書書の閲覧	平成28年2月23日～ 平成28年2月29日	東広島市ホームページ(東広島市ホームページ)を利用した閲覧) 期間内に限り、東広島市ホームページに掲載する。	
質問書提出期間	平成28年2月23日～ 平成28年3月8日	東広島市ホームページ(東広島市ホームページ)を利用した閲覧) 期間内に限り、東広島市ホームページに掲載する。	
回答書閲覧期間	平成28年3月11日～ 平成28年3月11日	東広島市ホームページ(東広島市ホームページ)を利用した閲覧) 期間内に限り、東広島市ホームページに掲載する。	
入札期間	平成28年3月11日 (午前9時～午後5時) 及び 平成28年3月11日 (午前9時～午後4時)	電子入札等()を利用して入札を行う。	
開札日時	平成28年3月11日 午前9時55分		
事後審査	開札後に入札参加書類を提出し、その結果を		

回答書閲覧期間
※ただし、公告で窓口での閲覧とした場合は、義務付けしない。

スライド⑮

公告及び設計図書を開覧及びダウンロードできます。

画面イメージ
(文書、レイアウトは若干変更します。)

注2 平成28年1月から「設計図書に対する期間の回答者」の開覧方法に変更がありますので、ご注意ください。
注3 平成27年4月から東広島の建設工事発注設計開覧指定店及び販売舗に変更がありますので、ご注意ください。

入札公告共通事項

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成28年1月1日改訂) [PDFファイル/113KB]
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成27年4月1日改訂) [PDFファイル/128KB]

入札公告
このページから、公開されている条件付一般競争入札公告の検索が可能です。
→公告日の異なる条件付一般競争入札公告

【個別公告】
公告から入札日まで掲載します。
公告日ごとに「一覧表」にします。
「設計図書」
公告に定められた期間のみ掲載します。
「販売のみ」とする案件もあります。

平成28年01月01日

公告
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成28年1月1日改訂) [PDFファイル/113KB]
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成27年4月1日改訂) [PDFファイル/128KB]
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成27年4月1日改訂) [PDFファイル/128KB]

【販売のみ】
「販売のみ」
入札に参加するときは、必ず設計図書を
複写指定店で購入してください。

【設計図書】
ここからダウンロードできます。
入札の環境等により、ダウンロード
に時間がかかることがあります。
複写指定店で購入することもできます。

設計図書
1.2.1.0000 [PDFファイル/388KB]
1.2.1.0001 [PDFファイル/388KB]
販売のみ
1.2.1.0002 [PDFファイル/388KB]

スライド⑥

回答書が表示されます。

回答書の例

設計図書に対する質問の回答書

〒100-0001 東京都千代田区千代田
東 広 島 市 長

入札参加資格 各位

工事(建築)系	〇〇建設
工事(機械)種別	東広島市CO
工事種別(得意業)	〇〇業
質問事項	〇〇について
回答	〇〇である。

スライド⑦

注意点

- ①公告に定められた期間のみ掲載します。
- ②回答書の有無の確認
→回答書がある場合は、開覧は必須となります。
- ③回答書開覧期間中に一度は、必ず確認してください。
仕様の修正、数量の修正を行うこともあります。

6 回答書の確認方法

回答書開覧期間の画面

画面イメージ
(文書、レイアウトは若干変更します。)

エレクトロニクス事業部

入札公告共通事項
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成28年1月1日改訂) [PDFファイル/113KB]
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成27年4月1日改訂) [PDFファイル/128KB]

入札公告
このページから、公開されている条件付一般競争入札公告の検索が可能です。
→公告日の異なる条件付一般競争入札公告

【回答書】
公告に定められた期間のみ掲載します。
「回答」をクリックすると、回答書が開覧できます。
回答書開覧期間中に一度は、必ず確認する必要があるため、仕様の修正、数量の修正を行うこともあります。

平成28年01月01日

公告
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成28年1月1日改訂) [PDFファイル/113KB]
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成27年4月1日改訂) [PDFファイル/128KB]
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(コプラ事業種)(平成27年4月1日改訂) [PDFファイル/128KB]

設計図書
1.2.1.0000 [PDFファイル/388KB]
1.2.1.0001 [PDFファイル/388KB]
販売のみ
1.2.1.0002 [PDFファイル/388KB]

スライド⑦